

第5章 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準・規制基準

(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		
	AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	【昼間】 午前 6 時～ 午後 10 時 まで	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	【夜間】 午後 10 時 ～翌日の午 前 6 時まで	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以 下
備考	地域の類型 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域					

○騒音に係る環境基準〈特例〉

地域の類型	幹線交通を担う道路に近接する空間	
基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 平成 11 年 4 月 1 日より施行
出典：熊本県環境保全関係基準集

(2) 騒音に係る規制基準

①騒音規制法、熊本県条例に基づく特定工場等（工場・事業場）及び特定作業に係る騒音の基準

時 間		昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日午前 6 時まで
区 域	第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
	第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行います。
 2 熊本県条例に基づく特定工場等及び特定作業の規制地域は、騒音規制法に基づく規制と同じです。

②騒音規制法、熊本県条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

規制種別	区 域	
	1 号 区 域	2 号 区 域
騒音の大きさの基準値	85 デシベル	
※作業時刻	午後 7 時～午前 7 時までの時間内でないこと。	午後 10 時～午前 6 時までの期間内でないこと。
※1 日の作業時間数	10 時間以内	14 時間以内
※作業する期間	連続して 6 日以内	
※作 業 日	日曜日その他の休日でないこと。	

- (注) 1 特定建設作業に係る騒音の基準は、作業現場の敷地境界線で適用されます。
 なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
 2 法及び条例に基づく規制地域及び区域の区分は同じです。
 3 「※」印の欄の基準は、「災害等の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。
 出典：「騒音の規制について」（熊本県）

(3) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

①騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
		昼 間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル		55 デシベル	
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル		65 デシベル	
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル		70 デシベル	

- (注) 1 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、要請限度は、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルです。

区域の区分は次のとおりです。

区域	要請限度の区域区分	騒音に係る環境基準の類型区分
a 区域	専ら住居の用に供される地域	AA 地域、A 地域
b 区域	主として住居の用に供される地域	B 地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域	C 地域
適用除外		

出典：「騒音の規制について」（熊本県）

②令和 4 年度自動車交通騒音調査結果（面的評価）

地点名（路線名）	類型	車線数	等価騒音レベル (db)		評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 b (戸)	昼間のみ基準値以下 c (戸)	夜間のみ基準値以下 d (戸)	昼間・夜間とも基準値超過 e (戸)
			昼間	夜間					
馬之瀬町～城塚町 一般国道 57 号	C	2	45	44	85	85	0	0	0
城塚町～住吉町 一般国道 57 号	C	2	45	44	47	47	0	0	0
戸口町～赤瀬町 一般国道 57 号	C	2	46	41	148	148	0	0	0
走潟町～走潟町 走潟廻江線	C	1	-	-	2	2	0	0	0

資料：自動車騒音常時監視結果報告（宇土市環境交通課）

※走潟廻江線については、自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間として評価しました。他 3 区間については、実測により評価を行いました。

なお、4 区間の評価区間には、282 戸の住居等がありますが、全てが基準値内でした。

2. 振動に係る環境基準

（1）振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準

時 間		昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
区 域	第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

（注）特定工場等に係る振動の規制基準は、工場及び事業所の敷地境界線で適用されます。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の基準

種 別	区 域	
	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさの基準値	75 デシベル	
※作業時刻	午後 7 時～午前 7 時までの 時間内でないこと。	午後 10 時～午前 6 時までの 時間内でないこと。
※1 日の作業時間数	10 時間以内	14 時間以内
※作業する期間	連続して 6 日以内	
※休業日	日曜日その他の休日でないこと。	

- (注) 1 「くい打機等を使用する作業」に伴って発生する振動が「75 デシベル」を超える場合は、1 日当たり 4 時間を限度として特定建設作業の実施者に対し作業時間の変更を命ずることができます。
- 2 特定建設作業に係る振動の基準は、作業現場の敷地境界線で適用される基準です。なお、規制基準は特定建設作業の騒音のみを対象としています。
- 3 振動の測定は、「振動加速度レベル」で行います。
- 4 「※」印の欄の基準は、「災害時の非常事態の発生により緊急に作業の実施、鉄道の運行の確保など」の諸事情等がある場合は、基準が適用されない場合があります。

出典：「振動の規制について」（熊本県）

3. 特定施設・特定建設作業の届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

①「騒音特定施設」の種類

金属加工機 械	空気圧縮機 及び送風機	土石用破砕 機等	織 機	建設用資材製 造機械	穀物用製粉機
木材加工機 械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成型機	鋳造型機	

届出の種類 年 度	② 設置届出数		②使用届出数		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤ 工場 等実数	⑥ 施設 数
	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数		
平成 25 年度	0	4	0	0	0	0	0	0	129	728
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	1	3	130	731
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	21	130	750
平成 28 年度	3	10	0	0	0	0	0	4	131	764
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	2	2	131	766
平成 30 年度	0	10	0	0	0	0	0	1	134	777
令和 元年度	1	2	0	0	0	0	0	0	135	779

令和 2年度	3	14	0	0	0	0	0	0	138	793
令和 3年度	0	0	0	0	0	2	0	3	138	693
令和 4年度	1	1	0	0	0	0	0	0	140	694

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業
コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業

年 度	届出件数
平成 25 年度	12
平成 26 年度	8
平成 27 年度	6
平成 28 年度	12
平成 29 年度	19
平成 30 年度	21
令和 元年度	13
令和 2 年度	9
令和 3 年度	5
令和 4 年度	4

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

年 度	届出の種類		
	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出
平成 25 年度	0	3	0
平成 26 年度	0	3	0
平成 27 年度	0	0	0
平成 28 年度	0	3	0
平成 29 年度	0	2	0
平成 30 年度	0	3	1
令和 元年度	0	3	1
令和 2 年度	0	0	1
令和 3 年度	0	3	1
令和 4 年度	0	0	0

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類

石材切断機	セメント製品成型機	木材加工機械	鋳造型機	空気圧縮機等
送風機	クーリングタワー	バーナー	脱水機	段ボール製造機械

届出の種類 年 度	①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等数	⑥特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
平成 25 年度	4	41	0	0	0	0	0	0	163	788
平成 26 年度	0	1	0	0	0	0	0	0	163	789
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	3	14	163	803
平成 28 年度	0	8	0	0	0	0	1	2	165	813
平成 29 年度	2	4	0	0	0	0	2	6	172	823
平成 30 年度	1	0	0	0	0	0	1	0	175	828
令和 元年度	1	10	0	0	0	0	0	0	176	838
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	176	838
令和 3 年度	0	16	0	0	0	0	0	1	176	853
令和 4 年度	2	4	0	0	0	0	0	0	178	857

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

種 類 年 度	コンクリートカッター使用作業	掘削機械使用作業	鋼球使用作業
平成 25 年度	0	23	0
平成 26 年度	0	8	0
平成 27 年度	0	8	0
平成 28 年度	0	7	0
平成 29 年度	0	16	0
平成 30 年度	0	7	0
令和 元年度	0	1	0
令和 2 年度	0	6	0
令和 3 年度	0	19	0
令和 4 年度	0	9	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

③特定作業

特定作業の種類

板金作業	製かん作業	橋梁等組立 作業	金属研磨作 業	金属切断作 業	木材切断作業
------	-------	-------------	------------	------------	--------

届出種類 年 度	実施届出数	その他の届出数 (氏名変更・廃止・承継)
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和 元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

◆年度別熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく改善勧告等実施状況

特定施設の種類の種類

石材切断機	セメント製品成型機	木材加工機械	鋳造型機	空気圧縮機等
送風機	クーリングタワー	バーナー	脱水機	段ボール製造機械

勧告・命令の区分 年 度	計画変更勧告・命令		改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至 ったもの	勧告までのもの	改善命令まで至 ったもの
平成 25 年度	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

特定建設作業の種類

コンクリートカッター使用作業	掘削機械使用作業	鋼球使用作業
----------------	----------	--------

特定作業の種類

板金作業	製かん作業	橋梁等組立作業	金属研磨作業	金属切断作業	木材切断作業
------	-------	---------	--------	--------	--------

年 度	特定建設作業		特 定 作 業	
	改善勧告・命令		改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの
平成 25 年度	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

拡声機の種類

学校等周辺での拡声機の使用	航空機からの拡声機の使用	音響機器の使用	深夜における営業の制限
---------------	--------------	---------	-------------

年 度	改善勧告・命令	
	勧告までのもの	改善命令まで至ったもの
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和 元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0

資料：熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行状況調査（環境交通課）

(3) 振動規制法に基づく届出状況

①特定施設

特定施設の種類の種類

金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブ ロックマシン等
木材加工機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用射出 成形機	鋳型造型機

届出の種類 年度	①設置届出		②使用届出		③使用全廃届 出		④数変更届出		⑤工場等 実数	⑥施設数
	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数	工場 等数	施設 数		
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	49	241
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	49	241
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	2	49	243
平成 28 年度	0	3	0	0	0	0	0	0	50	246
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	2	2	50	248
平成 30 年度	0	8	0	0	0	0	0	0	52	256
令和 元年度	1	1	0	0	0	0	1	2	54	259
令和 2 年度	3	12	0	0	0	0	0	0	57	271
令和 3 年度	0	2	0	0	0	0	0	0	57	271
令和 4 年度	1	1	0	0	0	0	0	0	58	272

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

②特定建設作業

特定建設作業の種類

くい打機等を使用す る作業	鋼球を使用して破壊 する作業	舗装版破砕機を使用 する作業	ブレイカーを使用する 作業
------------------	-------------------	-------------------	------------------

年 度	届出件数
平成 25 年度	10
平成 26 年度	7
平成 27 年度	3
平成 28 年度	4
平成 29 年度	7
平成 30 年度	13
令和 元年度	3
令和 2 年度	5
令和 3 年度	3
令和 4 年度	2

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）

③その他の届出

年 度	届出の種類			
	防止の方法 変更届出	使用の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出
平成 25 年度	0	0	2	0
平成 26 年度	0	0	4	0
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	2	0
平成 29 年度	0	0	2	0
平成 30 年度	0	0	3	1
令和 元年度	0	0	3	1
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	2	1
令和 4 年度	0	0	0	0

資料：騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法施行状況調査（環境交通課）